

2023年8月8日

アストでんきお客様各位

アストマックス・エネルギー株式会社

2024年度から始まる容量拠出金制度について

2024年4月より容量拠出金制度がスタートします。これに伴い、2024年4月供給分より小売電気事業者である弊社アストマックス・エネルギー株式会社は、電気事業法に従い容量拠出金を負担する義務を負います。

弊社のフリープランでは、電力の小売供給に掛かる不可欠なコストである託送料金や再生可能エネルギー発電促進賦課金、電力市場価格に基づく電力量料金をそのままの金額でお客様に請求させていただき、弊社のマージンは事業運営費として別途請求させていただくことで、透明性の高い公正な料金プランであることを基本的なコンセプトとしております。

このコンセプトの下、容量拠出金につきましても、お客様に容量拠出金相当の負担額（以下「容量拠出金負担額」という）を弊社が負担する容量拠出金の計算方法に則って算出し、ご請求させていただくこととさせていただきます。

これにより、2024年4月よりお客様に対する電気料金に、容量拠出金負担額を加算してご請求させていただく予定でございますので、この容量拠出金の背景・概要並びに容量拠出金負担額の概要につきまして、以下の通りご説明をさせていただきます。

<容量市場とは>

電力の需給バランスを保つためには、季節や時間によって変動する需要を上回る供給力を、発電事業者が常に維持する必要があります。発電事業者にとって、需要期に必要な発電能力を非需要期にも維持し続けることはコストのかかることであり、そのコストを誰かが負担していかなければ需要期に必要な供給力を維持できません。

そこで電力広域的運営推進期間(OCCTO)がオークションを開催し、発電事業者から4年後に提供可能と思われる供給力(kW)と、4年後にその発電能力を1年間維持する為に必要なコスト(円/kW)を募集して、4年後の予想需要曲線をベースに供給力の価格を決めます。これが「容量市場」です。

容量市場で決められた各年度の供給力コストは、「容量拠出金」として一般送配電事業者と小売電気事業者が負担し、これを発電事業者に渡す仕組みです。発電事業者は容量拠出金を受け取ることで、必要とされる供給力を維持します。

※容量市場についての詳細はこちら。

<https://www.occto.or.jp/capacity-market/>

<容量拠出金とは>

容量拠出金制度は 2024 年度から始まります。

2024 年度の容量拠出金総額を決める 2020 年度の容量市場オークションは終了しており、全国総額で約 1 兆 6,000 億円となっています。このうち一般送配電事業者が負担する約 6% 相当分と経過措置控除分を差し引いた約 1 兆 4,650 億円を、小売電気事業者がその市場シェアに案分にして負担します。

各小売電気事業者が負担する容量拠出金の月額、次の計算式で算定されます。

$$\text{(エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{年間ピーク時における自社の kW 実績} / \text{当該エリアの年間ピーク時の kW 合計}$$

弊社では、2024 年 4 月より弊社が負担するこの容量拠出金を、弊社に賦課される算式をそのまま各お客様に適用してお客様毎の容量拠出金負担額として算出し、お客様にご請求させていただきます。

<お客様の容量拠出金負担額の算出方法>

お客様にご負担いただく、2024 年度の容量拠出金負担額の月額は、以下の算式で計算されます。

$$\text{お客様の容量拠出金相当負担額月額} = A \times (B \div C)$$

A = お客様のエリアにおける弊社アストマックスの 2024 年度負担総額 \div 12

B = 年間ピーク時におけるお客様の kW 実績

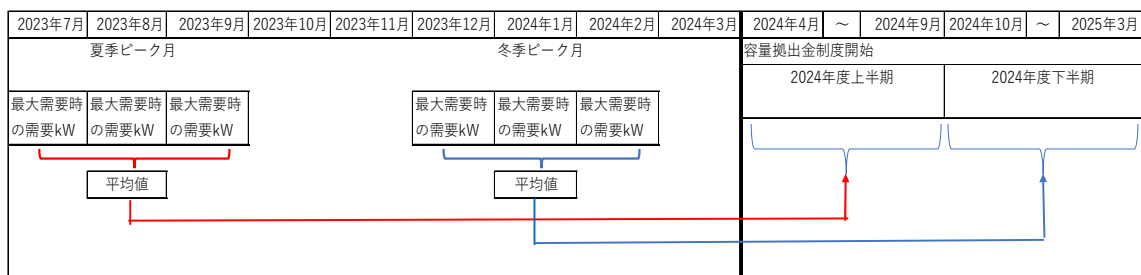
C = 年間ピーク時における当該エリアの弊社アストマックスの kW 実績

B、C の「年間ピーク時」とは、2024 年 4～9 月の負担額算定には 2023 年 7～9 月各月の最大需要発生時(1 時間)を、2024 年 10 月～2025 年 3 月の負担額算定には 2023 年 12 月～2024 年 2 月各月の最大需要発生時(1 時間)を指します。

ちなみに、東京エリアの 2023 年 7 月の最大需要発生時は 7 月 18 日の 14～15 時でした。

※<https://www.tepco.co.jp/forecast/html/calendar-j.html>

同様に、8 月、9 月の最大需要発生時における「お客様の kW 実績」と「当該エリアの弊社 kW 実績」を抽出し、7～9 月分の平均値を取って上記 B、C に当てはめます。



従いまして、ピーク月(7～9月及び12～2月)の最大需要発生時間帯におけるお客様の使用kW実績値が高ければ容量拠出金相当負担額は高くなり、使用kW実績値が低ければ容量拠出金相当負担額は安くなります。

但し、各ピーク月においてどの日のどの時間帯が最大需要発生時だったかは、その月が終了しないとわかりません。

お客様の2024年4～9月における容量拠出金負担額の概算値は、2023年7～9月のピーク時のお客様及び当該エリア全体のkW実績値が判明した段階でお知らせいたします。

※毎月の容量拠出金負担額の確定金額は実需給月に補正が発生するため、各対象月が終了後でしかわかりません。

尚、小売事業者が負担する容量拠出金は、前述の算式に則り前年のピーク月の実績に基づき毎月一定の拠出金を支払いますが、当該年度の前年のピーク月時点で電力供給を行っていなかったお客様や、逆に前年ピーク月時点では電力供給を行っていたが当該年度には供給をしていないというお客様が出てくる可能性があります。このような場合には、ルールに基づき、別途当該年度終了後に清算を行なうこととなります。従いまして、お客様にご負担いただいた容量拠出金負担額も同様のルールに則り、当該年度終了後に清算させていただきます。その清算方法につきましては、別途ご案内させていただきます。

また、来年度2024年4月以降に弊社より電力供給させていただくお客様で、本年度のピーク月には弊社にて供給実績がないお客様の容量拠出金負担額の請求方法につきましても、別途ご案内させていただきます。

<容量拠出金制度と電力市場価格への影響>

2024年度から始まる容量拠出金制度が電力市場価格に与える影響についてですが、実際に電力市場がどう動くかは始まってみないとなんとも言えないものですが、弊社の見解を申し上げます。

容量市場のない従来の状況下では、最大需要を満たす為に発電事業者が供給力(発電能力)を維持する為のコストは、理論的には電力市場価格に反映されていたと考えられます。その為、需給のひっ迫する状況になると供給力コストを反映して電力市場価格が高騰する構造と

なりました。

しかしながら容量市場が機能することにより、需給ひっ迫時に稼働すべき供給力のコストは予め発電事業者を支払われている為、需給ひっ迫時に電力市場価格が上昇する度合いはかなり抑えられるものと考えられます。

従いまして、容量市場・容量拠出金制度が始まることにより、理論的には電力市場価格の変動率が低下し、価格は安定する方向に進むものと考えてます。

以 上